

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度（平成18年11月1日から平成19年10月31日まで）は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度（平成19年11月1日から平成20年10月31日まで）は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成18年11月1日から平成19年10月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成19年11月1日から平成20年10月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（平成18年11月1日から平成19年10月31日まで）及び当連結会計年度（平成19年11月1日から平成20年10月31日まで）の連結財務諸表並びに前事業年度（平成18年11月1日から平成19年10月31日まで）及び当事業年度（平成19年11月1日から平成20年10月31日まで）の財務諸表について、監査法人トーマツにより監査を受けております。